⑸　仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知する。

㈱1　この通知書に記載する「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。

＜教示＞

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に陸前高田市を被告（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の次の者に対する使用収益停止の通知は、通知書を送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

なお、「図面」は、省略し、岩手県陸前高田市高田町字森の前441番にある掲示場に掲示する。

平成29年２月14日
陸前高田都市計画
高田地区被災市街地復興土地区画整理事業
施行者　陸前高田市
代表者　陸前高田市長　戸羽　　太

1　指定番号　13―0028―6号
⑴　通知書の送付を受けるべき者
住所　宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目13番60―407号
氏名　柴田　正徳
⑵　通知の内容
陸高市街第102号　平成28年７月15日
使用し、又は収益することを停止する宅地
町字　高田町字馬場
地番　11－４
地目　宅地
登記地積　3.30㎡（基準地積　3.30㎡）
使用し、又は収益することを停止する宅地は、図面のとおり。
使用し、又は収益することを停止する日
平成28年８月10日
⑶　教示　＜教示＞のとおり。

2　指定番号　13―0065号
⑴　通知書の送付を受けるべき者
住所　不詳
名称　高田町外六個村土木組合
⑵　通知の内容
陸高市街第102号　平成28年７月15日
使用し、又は収益することを停止する宅地
町字　高田町字森の前
地番　27―18
地目　公衆用道路
登記地積　3.30㎡（基準地積　3.30㎡）
使用し、又は収益することを停止する宅地は、図面のとおり。
使用し、又は収益することを停止する日
平成28年８月10日
⑶　教示　＜教示＞のとおり。

＜教示＞

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に陸前高田市を被告（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年一月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年二月十四日
北海道沙流郡日高町門別本町一二七番地三
有限会社ホースシューイング弓田
清算人　弓田名美子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年二月十四日
宮城県石巻市鮎川浜北一八番地四
一般社団法人マーマメイド
代表清算人　多田　知弥

解散公告

当社は、平成二十九年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年二月十四日
山形県東村山郡中山町大字長崎字中原一〇〇一番地の一
有限会社服部製作所
清算人　服部　新一

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年二月十四日
山形県長井市時庭三八五番地
有限会社田中屋商店
清算人　井上洋二郎

解散公告

当社は、平成二十九年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年二月十四日
山形県最上郡最上町法田六二六番地
株式会社最上企業
代表清算人　佐藤　正志

平成二十九年二月十四日
宮城県石巻市鮎川浜北一八番地四
一般社団法人マーマメイド
代表清算人　多田　知弥

解散公告

当社は、平成二十九年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年二月十四日
山形県東村山郡中山町大字長崎字中原一〇〇一番地の一
有限会社服部製作所
清算人　服部　新一

解散公告

当社は、平成二十八年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年二月十四日
山形県長井市時庭三八五番地
有限会社田中屋商店
清算人　井上洋二郎

解散公告

当社は、平成二十九年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十九年二月十四日
山形県最上郡最上町法田六二六番地
株式会社最上企業
代表清算人　佐藤　正志

社会福祉法人設立のお知らせ
発足して平成二十九年一月十一日で千葉二十九年一月十一日で県十九年一月十一日で館二十九年一月十一日で山二十九年一月十一日で市二十九年一月十一日で了しました。
下記のとおり、十一月十一日で真十一月十一日で理事四名、監事二名、評議員七名、合計十三名の役員が就任いたしました。
社会福祉法人設立のお知らせ
平成二十九年一月十一日
岩手県陸前高田市高田町字森の前四四一番地
社会福祉法人亀鶴会
理事長　亀井　博
監事　佐藤　正志
監事　田村　博之
評議員　千葉　正志
評議員　佐藤　正志
評議員　菅野　正志
評議員　千葉　正志
評議員　千葉　正志
評議員　千葉